

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
6月26日
(金曜日)

目次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………二
- 漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(団体指導室)……………二
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………三
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………四
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………四

○公告

- 平成二十七年毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)……………五
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)……………五
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………六



山口県告示第二百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団磯部レディー スクリニック	宇部市島二丁目一番三号	平成二六、三、三一
医療法人社団中村内科	〃 大字東須恵一〇九八の一	平成二七、〃、〃
メンタルクリニックMata oba	山口市中央三丁目七番七号	〃、〃、四、三〇
医療法人岩見内科医院	岩国市昭和町一丁目四番	平成二六、六、〃
山縣医院	周南市大字久米三三〇三の四	〃、〃、五、三一
ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑町五番一四号	平成二七、四、三〇
毛利歯科医院	周南市毛利町三丁目一五の四	平成二六、一、一
エイ浜町薬局	宇部市浜町二丁目一番一〇号	〃、〃、三、三一
ハーブ薬局	山口市中央三丁目七番六号	平成二七、四、二七
有限会社玖珂薬局	岩国市玖珂町四九三八の一〇	〃、〃、三、三〇

山口県告示第二百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
メンタルクリニックMata oba	山口市中央二丁目六番一八号	平成二七、五、一
医療法人中山医院	下松市瑞穂町一丁目三番二二号	平成二四、四、〃
医療法人岩見内科医院	岩国市元町二丁目一番一五号	平成二六、七、〃
中元医院	美祢市伊佐町大字伊佐四八四七の一	平成二二、一〇、一八
三澤医院	〃 西厚保町大字本郷四二二	平成二三、七、九
松井医院	山陽小野田市大字植生五三二の三	平成二七、五、一
ねもと皮ふ科クリニック	〃 掾山一丁目一番七号	〃、〃、六、〃
ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑町五番一四号	〃、〃、五、〃
医療法人上野歯科医院	長門市西深川四〇八二の一	平成二二、二、〃
きじま歯科クリニック	美祢市大嶺町東分一三八四の一	平成二三、一、〃

指定訪問看護事業者等 の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
大田歯科医院 美東町大田五七八五の三	柳井市中央二丁目一番一八号	平成二四、三、
廣實歯科 柳井市中央二丁目一番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二六、二、一
もみの木歯科 山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	柳井市中央二丁目一番一八号	平成二四、一、
平木歯科医院 柳井市中央二丁目一番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二四、一、
田中歯科医院 柳井市中央二丁目一番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二四、一、
杉原歯科医院 柳井市中央二丁目一番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二四、一、
ハープ薬局 柳井市中央二丁目一番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二四、一、
そうこう薬局防府駅前南町店 防府市駅前南町八番三九号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二四、一、
今津調剤薬局 岩国市今津町二丁目一七番一八号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二六、三、
いちご薬局 南岩国町二丁目七七番二二	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二六、一、
玖珂薬局 玖珂町四九三八の一〇	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二七、五、
うみがめ薬局 光市浅江二丁目一番二六号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二七、六、
全国薬局 柳井市南町六丁目二番一〇号	山陽小野田市日の出二丁目二番一四号	平成二六、九、
社会医療法人同仁会 下松市生野屋南一丁目一〇番一	訪問看護ステーション下松・きらら	下松市生野屋南一丁目一〇番一
医療法人ハートフル 広島県廿日市市陽光台五丁目九	あまの訪問看護ステーション	岩国市牛野谷町三丁目四九番五三
山口県厚生農業協同組合連合会 山口市小郡下郷七五〇の一	周東総合病院訪問看護ステーションいちご	柳井市古開作一〇〇〇の一
一般社団法人小野田医師会 山陽小野田市大字東高泊一九四七の一	小野田医師会訪問看護ステーション	山陽小野田市大字東高泊一九四七の一
株式会社天吉屋 熊毛郡上関町大字長島三九一	なぎさ訪問看護ステーション	熊毛郡上関町大字長島一二の一
医療法人光輝会 平生町大字佐賀字鳩ヶ峯二の七七	平生訪問看護ステーションきらら	平生町大字角浜五九の一四

山口県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
西田 健男	一期接骨院	宇部市常盤台一丁目一三番一	平成二六、五、二八
林 孝	青葉鍼灸整骨院	山口市葵二丁目八番一七号	〃
村重 晴彦	ひまわり整骨院	下松市東陽六丁目四番四号	〃
藤上 啓輔	たかちほ整骨院	山陽小野田市新生二丁目一〇番二号	〃

山口県告示第二百二十九号

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号の規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

立石区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市油谷後畑の地域)	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
-------------------------------------	----------------------------

立石区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市油谷後畑の地域)	法第四十二条第二号に掲げる漁業
-------------------------------------	-----------------

牟礼区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字牟礼及び大字江泊の地域)	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
富海区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字富海の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 3 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業

牟礼、富海区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字牟礼、大字江泊及び大字富海の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 3 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業
---	--

山口県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
旗岡(一)(4)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

を

に、

を

に改める。

山口県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
宮野下(一)(28)、宮野下(一)(29)、宮野下(一)(30)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

宮野下(一)(42)、宮野下(一)(43)

- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
旗岡(一)(4)
- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
旗岡(一)(4)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
宮野下(一)(28)、宮野下(一)(30)
- 二 区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
宮野下(一)(42)、宮野下(一)(43)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
旗岡(一)(4)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)



(一九一) 平成二十七年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十七年十一月十五日(日曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十七年九月一日(火曜日) から同月二十五日(金曜日)まで(郵送の場合
は、九月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県健康
福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ
と。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き及び上半身像のもの)
六 受験手数料
一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この
収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年十二月九日(水曜日)とし、合格者の受験番号を
山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の
開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を
知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉
部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」
と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメー
トル以上、横二十四センチメートル以上のも)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電
話〇八三―九三三―三〇一八)にすること。

(一九二) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、
次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年六月二十六
日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工
振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ山口店新館

所在地 山口市朝田七五三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

代表者の氏名 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三、五〇〇平方メートル	四、七八六平方メートル	
駐車場の収容台数	一〇四台	一一二台	
駐車場の収容台数	—	二〇台	
荷さばき施設の面積	九五平方メートル	一四〇平方メートル	
廃棄物等の保管施設の容量	二六立方メートル	四六立方メートル	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前八時	午前七時	
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後八時三〇分	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から午後八時三〇分まで	午前六時三〇分から午後九時まで	
駐車場の自動車の出入口の数	二箇所	三箇所	

四 届出年月日

平成二十七年六月十日

五 変更年月日

平成二十八年二月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ山口店新館

所在地 山口市朝田七五三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等の保管施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成二十七年六月十日

五 変更年月日

平成二十八年二月十一日

(一九三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十七年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二二〇四〇	A B 五三四		その他	平成二、五、二七	宮城県	外	岩手県宮城郡大郷町字佐郷 株式会社アイゼン
三二二〇四一	A B 一〇三		〃	平成二、五、二〇	〃	〃	〃
三二二〇四二	A B 一〇五		〃	五、一三	〃	〃	〃
三二二〇四三	A B 一〇六		〃	〃、一四	〃	〃	〃
三二二〇四四	A B 一〇七		〃	〃、一六	〃	〃	〃
三二二〇四五	A B 一〇八		〃	〃	〃	〃	〃
三二二〇四六	A B 一〇九		〃	六、一三	〃	〃	〃
三二二〇四七	A B 一一〇		〃	〃、一七	〃	〃	〃
三二二〇四八	A B 一一一		〃	〃、二二	〃	〃	〃
三二二〇四九	A B 一一二		〃	八、四	〃	〃	〃
三二二〇五〇	A B 一一三		〃	五、二	〃	〃	〃

三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇	三〇四〇一〇
A B 五九八	A B 五九二	A B 五九一	A B 五八四	A B 五八〇	D 一〇一	D 一〇〇	C 一〇六	C 一〇五	C 一〇四	C 一〇二	C 一〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成二六、二	〃〃 二〇	一〃 一九	二〃 一五	一〃 一三	七〃 三〇	平成二五、五	平成二六、四	〃〃 一三	七〃	〃〃 七	六〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃

平成二十七年六月二十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁